

「起業支援金（いしかわ移住支援事業）」補助金交付要領

（通則）

第1条 「起業支援金（いしかわ移住支援事業）」（以下「補助金」という）の交付については、この要領で定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、東京一極集中の是正及び石川県の担い手不足対策のため、石川県における起業、U I J ターンによる起業を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を助成し、地域の活性化や地域が抱える課題解決にも資する幅広い事業分野の起業を支援し、石川県の経済を活性化させることを目的とする。

（定義）

第3条 この要領において使用する用語の定義は、次の各号とする。

- （1）「起業」とは、個人事業の開業をすること、または会社等（会社法上の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社もしくは企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、一般社団法人等をいう。）の設立を行い代表者となることをいう。
- （2）「東京圏」とは、東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県をいう。
- （3）「商工団体」とは、原則として、石川県内の商工会議所および商工会のことをいう。
- （4）「特定非営利活動法人」とは、中小企業者の振興に資する事業を行う者であって、以下のいずれかを満たす必要があります。
 - ① 中小企業者と連携して事業を行うもの
 - ② 中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立するもの（社員総会における表決議の2分の1以上を中小企業者が有しているもの。）
 - ③ 新たな市場の創出を通じて、中小企業の市場拡大にも資する事業活動を行う者であって、有給職員を雇用するもの。

（補助事業の内容）

第4条 本補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、以下の（1）から（6）の要件をすべて満たす事業であること。

- （1）地域の活性化や地域が抱える課題の解決にも資すること（社会性）
- （2）提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
- （3）地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）
- （4）石川県内で実施する事業であること。
- （5）補助事業の公募開始日以降、本補助金の事業期間完了日までに新たに起業する事業であること。

(6) 以下のいずれにも合致しないこと。

- ① 公序良俗に反する事業
- ② 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規程する風俗営業など）
- ③ 国（独立行政法人を含む）の他の補助金、助成金を活用する事業
 - ※ 本補助事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）の他の補助金、助成金の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合は対象外となります。
 - ※ また、同一の事業計画で他の補助金、助成金を申請中の場合で、いずれも採択された場合は、どちらを活用するかを選択して頂きます。
- ④ 市町が独自で実施している起業支援補助制度を活用する事業
 - ※ 対象経費が明確に区分できる場合には、両方の制度を利用することもできます。

（補助対象者）

第5条 起業支援金の募集対象者は、以下の（1）から（7）の要件をすべて満たす者であること。

（1）以下の（ア）又は（イ）を満たすこと

（ア）新たに企業する場合

起業支援金の公募開始日以降、補助金の事業期間完了日までに個人事業の開業届出又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人、一般社団法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。

（イ）事業承継又は第二創業する場合

起業支援事業の公募開始日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに Society5.0（※）関連業種等の付加価値の高い産業分野（未来技術を活用した新たな社会システムづくり等に関連する分野）での、地域課題の解決に資する社会的事業に関する事業を、事業承継、又は第二創業により実施する、県内で開業の届出を行った個人事業主若しくは県内で設立の登記を行った株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。

※ AI や IoT、ロボット、ビッグデータ等の先端技術を産業や生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会
応募者自らが以下の役職に就く必要があります。

- ・会社設立の場合…代表取締役あるいは代表社員
- ・企業組合・協業組合設立の場合…代表役員
- ・特定非営利活動法人設立の場合（※）…理事長

※「特定非営利活動法人」とは、中小企業者の振興に資する事業を行う者であって、以下のいずれかを満たす必要があります。

ア) 中小企業者と連携して事業を行うもの

イ) 中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立するもの（社員総会における表決議の二分の一以上を中小企業者が有しているもの。）

ウ) 新たな市場の創出を通じて、中小企業の市場拡大にも資する事業活動を行う者であって、有給職員を雇用するもの

(2) 移住元に関する要件

次に掲げる事項のうち、少なくとも a と b の両方に該当すること。

- a 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住していたこと、又は東京圏のうちの条件不利（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成 22 年国勢調査から令和 2 年国勢調査の人口減少が 10%以上の市町村をいう。以下同じ。）地域以外の地域に在住し、東京 23 区内 への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者 としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 か月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間の修業年限を上限（ただし、高等専門学校は 2 年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(3) 令和 6 年 4 月 1 日以降に、石川県内の市町に転入（住民票の移動）したこと、若しくは本補助金の事業期間完了日までに、石川県内に居住することを予定していること。

(4) 法人の登記又は個人事業の開業の届出を石川県内で行う者であること。

(5) 石川県産業創出支援機構（ISICO）の支援を受け、起業する者であること。

(6) 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。

(7) 応募者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を 有する者ではないこと。

(補助対象経費)

第 6 条 補助対象経費は、第 4 条の事業に要する経費であつて、別添の「公募要領」に定める経費のうち事務局が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助率および補助金額)

第 7 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内で事務局が定めた額とし、1 件当たり 2 0 0 万円を限度とする。

(補助対象期間)

第 8 条 補助対象の期間は、公募開始の日から交付決定日の属する年度の 1 2 月末日までとする。

(申請の制限)

第9条 補助事業へ申請しようとする者は、補助事業に係る自主財源分について、他の補助による補助を受けることができない。(ただし、各市町が交付する移住支援金は除く。)

(補助事業の採択基準)

第10条 補助事業の選考は、資格要件等及び事業内容等について次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。

(1) 資格審査(全ての者)

「補助事業対象者」に適合しているかを審査する。

(2) 書面審査(資格審査を通過した者)

外部専門家である審査委員が事業計画書等の提出された書類をもとに、下記の着眼点に基づき、審査する。審査結果は、採択の可否を書面で通知する。

○主な着眼点は、以下のとおりである。

① 事業の独創性

技術やノウハウ、アイデアに基づき、ターゲットとする顧客や市場にとって新たな価値を生み出す商品、サービス、又はそれらの提供方法を有する事業を自ら編み出していること。

② 事業の実現可能性

商品・サービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスがより明確となっていること。

事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。販売先等の事業パートナーが明確になっていること。

③ 事業の収益性

ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉え、事業全体の収益性の見通しについて、妥当性と信頼性があること。

④ 事業の継続性

予定していた販売先が確保できないなど計画どおり進まない場合も事業が継続されるよう対応が考えられていること。

事業実施内容と実施スケジュールが明確になっていること。また、売上・利益計画が妥当性・信頼性があること。

⑤ 事業の社会性

地域の活性化や地域が抱える課題の解決にも資すること。

⑥ 事業の必要性

※1 地域が抱える課題解決に資するサービスの供給に資すること。

※1 地域が抱える課題解決に資するサービス(A)～(K)

(A) 地域活性化関連事業

(B) まちづくりの推進事業

(C) 過疎地域等活性化関連事業

(D) 買い物弱者支援事業

(E) 地域交通支援事業

- (F) 社会教育関連事業
- (G) 子育て支援事業
- (H) 環境・エネルギー関連事業
- (I) 医療・介護関連事業
- (J) 社会福祉関連事業
- (K) 困窮若者への教育・就労支援事業等

⑦ デジタル技術の活用

※2 デジタル技術を活用して生産性向上・機会損失の解消及び顧客の利便性向上を図ること

※2 デジタル技術活用例

キャッシュレス決済の導入、Web予約システム、EC販売 等

(補助金の交付申請)

第11条 採択通知を受けた申請者（以下、「補助事業者」という。）は、様式第3の補助金交付申請書に事務局が別に定める資料を添付して、事務局が定める期日までに提出するものとする。

事務局は、補助事業者から交付申請書の提出があったときは、すみやかに補助事業者の様式第4の補助金交付決定を通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第12条 事務局は、補助金の交付決定をする場合において、必要があるときは、補助事業者に対して次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（第13条（1）に該当する場合を除く。）をする場合、様式第5の補助事業計画変更承認申請により事務局の承認を受けること。
- (2) 補助事業を行うため締結する契約の方法に関する事項その他補助金交付事業に要する経費の使用方法に関すること。
- (3) 補助事業の内容の変更（第13条（2）に該当する場合を除く。）をする場合、様式第5の補助事業計画変更承認申請により事務局の承認を受けること。
- (4) 補助事業を中止または廃止する場合、様式第6の補助事業中止（廃止）申請書により事務局の承認を受けること。
- (5) 補助事業が指定の期間内に完了しない場合、またはその遂行が困難となった場合は事務局に報告し、事務局の指示を受けること。

(軽微な変更)

第13条 補助金の経費配分の変更について、事業目標を変更しない範囲で、次に該当する事項は軽微な変更の範囲とする。

- (1) 補助対象経費の各経費区分において20%の範囲内の変更（補助対象経費区分ごとの金額相互間でいずれか低い額の20%以内の増減のもの）で補助金の総額に変更を生じないもの
- (2) 補助事業の目的および事業の遂行に影響を及ぼさない範囲での変更（原材料の数量、機械装置等の仕様の変更など、補助事業の細部の変更）

(補助金の交付決定の辞退)

第14条 補助事業者は、第11条の規定による補助金交付決定通知書を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容またはこれに付された条件に不服など、その他の理由により交付決定を辞退しようとするときは、当該交付決定通知を受けた日の翌日から15日以内に様式第7の補助事業交付決定辞退申請書を提出して交付決定を辞退することができるものとする。事務局は、前項の書類の提出があったときは、当該申請に係る補助金交付決定を取り消すものとする。

(補助事業の遂行)

第15条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途へ使用してはならない。

(補助事業の実績報告)

第16条 補助事業者は、当該補助事業の完了後、30日以内又は、令和9年1月12日のいずれか早い日までに様式第8の補助事業完了実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するものとする。補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 事務局は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた場合、当該報告に係る書類の検査を行うほか、現地調査等を行うことができるものとする。

その報告に係る事業の実施結果が、補助金の交付決定の内容、第12条に基づいて変更を承認した場合はその承認された内容) およびこれに付された条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を様式第9の補助金額確定通知書によって当該助成事業者へ通知する。

(補助金の請求)

第18条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10の精算払請求書により事務局に補助金の交付請求を行うこととする。

(補助金の支払い)

第19条 事務局は、第17条により交付すべき補助金の額を確定したのち、第18条により補助金の交付請求を受けた時は、補助金を補助事業者に対し支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第20条 事務局は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、当該申請に係る補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとし、前項の規定は補助金の額の確定後においても適用されるものとする。

- (1) 本要領の規定に基づく措置に違反した場合および補助事業者が、補助金を他の用途へ使用した場合。
- (2) 補助事業に関して補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合
- (3) 事務局の承認を受けずに、当該補助事業を廃止（中止）した場合
- (4) 当該補助事業を遂行する見込みがないと判断した場合

(補助金の返還)

第21条 事務局は、第20条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合には、当該補助事業の取消しに係る部分に関し、その額の返還を、期日を定めて命じるものとする。また、補助金返還を求められた補助事業者は、事務局が定める期日までに返還しなければならない。

(加算金および延滞金)

第22条 補助事業者は、事務局から第21条に基づく補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を求められた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。補助事業者は、事務局から補助金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。事務局は、やむを得ない事情があると認めたときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができるものとする。

(財産の管理及び処分)

第23条 補助事業者は、当該補助事業により取得しまたは効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。また、補助事業者は、取得財産等を目的以外の用途に使用し、他の者に貸付けもしくは譲渡し、他の物件を交換し、または担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第11の取得財産等処分承認申請書等により、事務局の承認を受けなければならない。なお、補助事業者は、取得財産等を移設する場合は様式第15の取得財産（機械設備・備品等）の移設届出書により事務局に届け出るものとする。事務局は、必要があると認めたときは、補助事業者の管理状況を調査することができるものとする。事務局は、補助事業者が取得財産等の処分により収入金を得たときは遅滞なく様式第12の取得財産等処分による収入金報告書を提出させるものとする。事務局は、取得財産等の処分を承認する場合または前号の収入がある場合にあっては当該取得財産等の残存価額（圧縮記帳を行わない価額）または当該収入金の全部または一部を納付させることができる。

(立入検査等)

第24条 事務局は、補助金交付事業の適正を期するため、必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、または事務局が指定する者により補助事業者の事務所等に立ち入り関係帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問することができるものとする。

(補助金の経理)

第25条 補助事業者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(事業成果の報告)

第26条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年の間は、毎年2月末日を期限に様式第13の事業成果報告書を事務局に提出しなければならない。

(消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第27条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により、補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第14の補助金に係る消費税および地方消費税額の確定に伴う報告書により、すみやかに事務局に報告しなければならない。事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。なお、返還の規定については、第21条の規定を準用する。

(廃業する場合の措置)

第28条 補助事業者は、補助事業の完了した日から5年未満で廃業を行う場合は、事務局に対しその旨を報告しなければならない。

(情報の公開)

第29条 採択された事業は、事業名、事業概要、申請者名および代表者氏名を事務局のホームページ等で公表することがある。

(その他の事項)

第30条 (1) 補助事業者は、助成金交付事業を遂行するにあたって本要領の定めのほか、事務局の指示に従わなければならない。

(2) 事務局は、補助金交付事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について、別に定めることができる。

附則 本交付要領は令和元年6月28日から施行する。

本交付要領は令和2年4月1日から施行する。

本交付要領は令和3年4月1日から施行する。

本交付要領は令和4年4月1日から施行する。

本交付要領は令和5年4月1日から施行する。

本交付要領は令和6年4月1日から施行する。

本交付要領は令和7年4月1日から施行する。

本交付要領は令和8年4月1日から施行する。